

改正案	現行
<p>（勧誘の相手方に該当しないための要件等） 第三条の三（略）</p> <p>2 令第一条の四第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発行者である会社（以下この条において「発行会社」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 内国会社 発行会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社</p> <p>二（略）</p> <p>3 令第一条の四第三項第二号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 内国会社 令第一条の四第三項に規定する取得の申込みの勧誘を行おうとする日以前に終了した事業年度に係る会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十八条に規定するもので、直近の定時株主総会に報告したも又はその承認を受けたもの（設立後定時株主総会が召集されていない場合には、これらのものに準じて作成されたもの）</p> <p>二（略）</p>	<p>（勧誘の相手方に該当しないための要件等） 第三条の三（略）</p> <p>2 令第一条の四第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発行者である会社（以下この条において「発行会社」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 内国会社 発行会社の完全子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。）</p> <p>二（略）</p> <p>3 令第一条の四第三項第二号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 内国会社 令第一条の四第三項に規定する取得の申込みの勧誘を行おうとする日以前に終了した事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定するもので、直近の定時株主総会に報告したも又はその承認を受けたもの（設立後定時株主総会が召集されていない場合には、これらのものに準じて作成されたもの）</p> <p>二（略）</p>

459 (略)

(同一種類の他の有価証券)

第六条 令第一条の六第一項に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 (略)

二 新株予約権付社債券 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式一株の発行価額並びに株式に係る剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び議決権を行使することができる事項(以下この項において「株式に係る剰余金の配当等」という。)の内容

二の二 資産流動化法に規定する転換特定社債券 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 転換により発行される優先出資(資産流動化法に規定する優先出資をいう。以下この号及び第三号の二において同じ。)一ロの発行価額並びに優先出資に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法(第三号において「優先出資に係る利益の配当等」という。)の内容

三 (略)

459 (略)

(同一種類の他の有価証券)

第六条 令第一条の六第一項に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 (略)

二 新株予約権付社債券 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式一株の発行価額並びに株式に係る利益又は利息の配当、残余財産の分配、株式の買受け、利益を用いて行う当該株式の消却の方法及び議決権を行使することができる事項(以下この項において「株式に係る利益の配当等」という。)の内容

二の二 資産流動化法に規定する転換特定社債券 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 転換により発行される優先出資(資産流動化法に規定する優先出資をいう。以下この号及び第三号の二において同じ。)一ロの発行価額並びに優先出資に係る利益又は利息の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法(第三号の二において「優先出資に係る利益の配当等」という。)の内容

三 (略)

三の二 社債券で、対象有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限り。） 次に掲げる事項

イ（略）

ロ 償還により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容

三の三（略）

四 株券 株式に係る剰余金の配当等の内容

四の二 新株予約権証券 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容

四の三 法第二条第一項第五号の二に掲げる有価証券 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

四の四 法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。） 当該有価証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容

三の二 社債券で、対象有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限り。） 次に掲げる事項

イ（略）

ロ 償還により発行され、又は移転される株式に係る利益の配当等の内容

三の三（略）

四 株券 株式に係る利益の配当等の内容

四の二 新株予約権証券 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る利益の配当等の内容

四の三 法第二条第一項第五号の二に掲げる有価証券（優先出資引受権を表示する証券を除く。） 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十五条第一項に規定する普通出資の増加によって得た資金をもって行う優先出資の消却の方法

四の四 法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。） 当該有価証券に係る利益又は利息の配当及び残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容

五〇八 (略)

九 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げるものの性質を有するもの 出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う出資の消却の方法

九の二〇十三 (略)

2 前項第一号の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

一 円建てで発行されるものであること。

(削る)

二〇四 (略)

五〇八 (略)

九 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げるものの性質を有するもの 出資に係る利益又は利息の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う出資の消却の方法

九の二〇十三 (略)

2 前項第一号の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

一 円建てで発行されるものであること。

二 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。

三〇五 (略)